

2005年4月16日

No.42

又市征治 国政だより

又市征治事務所
発行責任者 谷岸 孝士
富山市下新町4-27
TEL 076-441-0800
HP: www.s-mataichi.com

中国残留孤児の養父母お見舞いに大臣が英断 又市幹事長の質問が速効成果

又市幹事長が、中国残留孤児の処遇改善について、3月16日の予算委員会で尾辻厚生労働大臣に質問したのを受けて、わずか2週後の4月1日付けで、厚生労働省は(財)中国残留孤児援護基金を通じて、事業の一つである「養父母お見舞い訪中援助」についての画期的な改善を通知した。

これは又市幹事長が「中国にいる養父母を見舞いに行ったら、生活保護費を削られたという、血も涙もない仕打ちがあるのですよ。」と追及したことに対し、尾辻大臣が誠意を示したものと言える。

改善の内容は下表のように、複数回の渡航を認め、旅費・滞在費・養父母への見舞金を支給するというもの。



【改善点】中国養父母お見舞い訪中援助事業

- ◎2度目の訪中にも援助を行なう。(従来は1度限り)
- ◎養父母の危篤等、緊急の場合は回数に関わらず優先して行なう。
- ◎単独行動が困難な人については、引率者を認める。
- ◎期間は2週間。往復交通費・滞在費・養父母へのお見舞い金とする。

▲3月16日 予算委員会より

又市幹事長は「小さいが頑固な壁を破った大きな前進です。里帰り問題の他に、まだ・北朝鮮拉致被害者への支援金が毎月17万円(単身の場合)で5年間以上なのに対し、中国残留孤児は16万円で1回限りという格差。

・国民年金について、拉致被害者には掛金の全額を国庫が負担し基礎年金月額6万6千円全額を受けられるが、残留孤児には国庫負担は3分の1のため支給額も2万2千円という格差。

・残留孤児の6割が高齢・就職不能で生活保護を受けているが、年金をもらおうと、その分が収入とされ、保護費が天引きされる

…といった大きな矛盾が手つかずです。今後さらに改善させてゆきたいですね。」と語っている。

又市幹事長はこれに先立ち、遊説先の鹿児島市で、残留孤児(帰国後10年の男性)の方たちから訴えを受けるなど、精力的に取り組んできた。また3月22日の総務委員会でも、恩給法の質疑の中で、旧下級兵士と高級将校との差別扱いとともに、中国残留孤児を採り上げ、軍人恩給における「シベリア抑留加算」と同じ考え方を残留孤児にも適用できるはずだ、と迫っていた。

◆この件に関するお問い合わせは、又市東京事務所(TEL 03-3508-8537)、または厚生労働省(代表TEL 03-5253-1111)社会援護局中国孤児等対策